

令和7年度 第10回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日(金)午後1時30分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席7人 欠席2人)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和(欠席)

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治(欠席)

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席9人 欠席なし)

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 藤田 英博

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第19号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第32号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	<p>ただいまから、令和7年度第10回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員7人の出席がありますので総会は成立します。それでは、沖会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの行事等はありませんので会務報告は無しです。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせていただきます。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、6番 辻 雄一郎 委員と7番 榮 米子 委員を指名します。 なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主査を指名します。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議題事項に移ります。 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は4件で、全て相続によるものです。 あっせん希望は無しです。詳細については資料をお目通しください。</p>
議長	<p>それでは次に報告第19号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。 1番 上平川字袋〇〇1,325㎡を含む計2筆 3,199㎡、兵庫県〇〇さんから上平川字〇〇さんへの利用権の設定は譲受人の病氣療養のため合意解約になります。 合意解約日は令和7年12月20日で引渡日は令和8年1月30日です。 2番 上平川字後当〇〇1,921㎡を含む計3筆 6,402㎡、兵庫県〇〇さんから上平川字〇〇さんへの利用権の設定は譲受人の病氣療養のため合意解約になります。合意解約日は令和7年12月20日で引渡日は令和8年1月30日です。 この2件については、現在、耕作者を調整中とのことです。</p>
議長	<p>それでは次に議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。</p> <p>1 番 住吉字志喜屋武当〇〇1,797 m²を含む 3 筆 計 8,163 m²、贈与。 譲渡人 住吉字〇〇さん、譲受人 住吉字〇〇さんです。</p> <p>2 番 住吉字永田〇〇2,414 m²を含む 2 筆 計 5,365 m²、売買。 譲渡人 正名字〇〇さん、譲受人 和泊町〇〇さんです。</p> <p>3 番 正名字屋武須磨〇〇2,084 m²を含む 2 筆 計 2,528 m²、贈与。 譲渡人 正名字〇〇さん、譲受人 瀬利覚字〇〇さんです。</p> <p>4 番 田皆字瀬利原〇〇4,083 m²を含む 11 筆 計 36,518 m²、贈与。 譲渡人 田皆字〇〇さん、譲受人 知名字〇〇さんです。</p> <p>5 番 田皆字阿蘭口〇〇2,156 m²、贈与。 譲渡人 埼玉県〇〇さん、譲受人 田皆字〇〇さんです。</p> <p>6 番 芦清良字上水窪〇〇630 m²を含む 5 筆 計 9,732 m²、売買。 譲渡人 神奈川県〇〇さん、譲受人 芦清良字〇〇さんです。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p>
2 番推進委員	<p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人はきびを作っていて機械も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番推進委員	<p>2 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人はばれいしょとキビを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3 番推進委員	<p>3 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は農業をしていません。畑はキビが植えてあり耕作者がハーベスターで収穫しています。譲受人は農機具とか持っていないと思うので再度、意志確認したいと思います。</p>
6 番農業委員	<p>4 番を説明します。譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は兼業農家で親子できびを作っています。 機械も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5 番推進委員	<p>5 番を説明します。譲渡人が叔母で譲受人が甥で親戚になります。 譲受人は、きびとサトイモを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

9 番推進委員	6 番を説明します。譲渡人と譲受人は遠い親戚になります。 譲受人は譲渡人の畑の永年の耕作者で、機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
9 番農業委員	3 番の譲受人は今、農業をしていませんか。
3 番推進委員	今は別の仕事をしています。
9 番農業委員	今後、農業をされる予定はありますか。
3 番推進委員	ゆくゆくは農業するつもりはあると思いますが、今は母親が体調を崩されているのでほぼ毎日看病にきています。
1 番農業委員	これは登記を急ぐ必要がなければ再度、農業をする意思があるか聞き取りをしてもらいたいと思います。
9 番推進委員	今回の件は事務局に申請があがった段階で意思確認をしてもらいたいと思います。
議長	ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし) それでは議案第 31 号について、3 番は保留としますのでそれ以外について賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数) 挙手多数ですので、議案第 31 号は許可決定とします。 次に議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧ください。契約開始日は全て令和 8 年 3 月 31 日になります。 貸出期間が 5 年間の分が 7,781 m ² うち更新分が 7,781 m ² 、出し手・受け手・とも 2 名ずつ、全て更新分です。 詳細については一覧表をご覧ください。
議長	議案第 32 号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。

それでは以上を持ちまして今日の議題は全て終了しました。
おつかれさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和8年1月23日

議 長 沖 道人
署名委員 辻 雄一郎
署名委員 榮 米子